

## Ⅲ. 平成 20 年度環境省税制改正の概要

### 1 地球温暖化対策のための税制の推進

#### (1) 環境税

平成 20 年度税制改正大綱（以下「大綱」という。）に以下のように盛り込まれた。

「わが国は、来年の G 8 北海道洞爺湖サミットを控え、環境先進国として世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、来年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」

#### (2) バイオ燃料関連税制の創設

#### [揮発油税・地方道路税・軽油引取税]

- ▶ バイオエタノール混合ガソリン（E 3 及び E T B E 混合ガソリン）に係る揮発油税・地方道路税のうち、バイオエタノール分について非課税とすることについては、大綱に以下のように盛り込まれた。

「京都議定書の第一約束期間におけるバイオマス由来輸送用燃料の導入を促進する観点から、ガソリンの品質確保等に係る所要の制度整備を踏まえ、バイオマス由来燃料を混和して製造されたガソリンについて、バイオマス由来燃料に含まれるエタノールに相当する揮発油税及び地方道路税を軽減する措置を平成 25 年 3 月 31 日までに限り講ずる。

（注）上記の改正は、揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正による揮発油特定加工業者（仮称）の登録制度及び品質確認義務の導入時期に合わせて実施する。」

- ▶ バイオディーゼル燃料（B D F）混合軽油に係る軽油引取税のうち、B D F 分について非課税とすることについては、長期検討とされた。

#### (3) 住宅省エネ改修促進税制の創設

#### [所得税・固定資産税]

- ▶ 一定の省エネ改修工事（※1）を含む増改築工事費用に相当する住宅ローンの残高（1,000 万円を限度）のうち、特定の省エネ改修工事（※2）分（200 万円を限度）の 2%（他の増改築工事分については 1%）を 5 年間にわたり所得税額から控除する。

- ▶ 一定の省エネ改修工事（※3）を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（120㎡相当分を限度）から3分の1を減額する。

（※1）①居室の全ての窓の改修工事、又は①とあわせて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がることとなると認められる工事内容であって、その工事費用が30万円を超えるもの。

（※2）※1で定める工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事内容のもの。

（※3）上記①から④までの工事のうち、①を含む工事で、それぞれの部位がエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅に係る現行の省エネ基準にそれぞれ新たに適合することとなるもののうち、費用が30万円以上のもの。

#### （4）自動車の低公害化、低燃費化の推進

##### ① 自動車の保有に係る税率の特例措置（グリーン化） [自動車税]

自動車の保有に係る自動車税の特例措置について、以下のとおり見直しを行った上で、適用期限を2年延長。

##### <重課> 現行措置どおり

車齢11年超のディーゼル車	概ね10%重課
車齢13年超のガソリン車（LPG自動車含む）	概ね10%重課

※低公害車及び一般乗合バスを除く。

##### <軽課>

<b>【現行措置】</b> 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車	概ね50%軽減
<b>【見直し後】</b> 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車(3.5t以下:☆☆☆☆、3.5t超:重量車☆)	概ね50%軽減
<b>【現行措置】</b> ☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車	概ね50%軽減
<b>【見直し後】</b> ☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車	概ね50%軽減
<b>【現行措置】</b> ☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車	概ね25%軽減
<b>【見直し後】</b> ☆☆☆☆かつ燃費基準+15%達成車	概ね25%軽減

※ ☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値（新長期規制）より、有害物質を75%以上

低減させた自動車

※ 重量車☆：平成17年排出ガス基準値より、NOx又はPMを10%以上低減させた重

上

- 量車  
 ※ 燃費基準+〇%:省エネ法に基づく平成 22 年度燃費基準よりも〇%以上燃費性能を向上させた自動車

② 低燃費かつ低排出ガス認定車に係る自動車取得税の課税標準の軽減措置

[自動車取得税]

低燃費かつ低排出ガス認定車を取得した場合、自動車取得税の課税標準を軽減する措置について、以下のとおり見直しを行った上で、適用期限を 2 年延長。

【現行措置】	☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車	30 万円控除
【見直し後】	☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車	30 万円控除
【現行措置】	☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車	15 万円控除
【見直し後】	☆☆☆☆かつ燃費基準+15%達成車	15 万円控除

③ ディーゼル重量車に係る自動車取得税の特例措置

[自動車取得税]

ディーゼル重量車を取得した場合、自動車取得税を軽減する措置について、以下のとおり見直しを行った上で、適用期限を 2 年延長。

【現行措置】		
・重量車☆かつ重量車燃費基準達成車		2.0%軽減
・平成 17 年排出ガス基準適合かつ重量車燃費基準達成車		1.0%軽減
【見直し後】		
・平成 21 年排出ガス基準適合かつ重量車燃費基準達成車 注)		2.0%軽減

注) 12 t 超の自動車のうち規制開始後 (平成 21 年 10 月 1 日～) : 1.0%軽減

※重量車燃費基準達成車:平成 27 年度重量車燃費基準を達成した自動車

④ 最新排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車に係る自動車取得税の軽減措置

[自動車取得税]

最新の排出ガス規制 (平成 21 年排出ガス基準) を満たすディーゼル乗用車について、以下のとおり、自動車取得税の軽減措置を講ずる。

【創設された軽減措置 (期間:平成 20 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)】

【新設】		
・平成 21 年排出ガス基準適合車 注)		1.0%軽減

注) 規制開始後 (平成 21 年 10 月 1 日～) : 0.5%軽減

## **(5) エネルギー需給構造改革投資促進税制**

**[所得税・法人税]**

①省エネ効果の高い建築設備から構成される高効率ビルシステム、②ITの活用により照明・空調の最適な運転を行うエネルギー需要管理システム（BEMS）を追加するなど対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。

## **(6) 道路関係諸税**

大綱に以下のように盛り込まれた。

「国及び地方の道路特定財源については、「道路特定財源の見直しについて」（平成19年12月7日 政府・与党）に沿って、真に必要な道路整備の計画的な推進や既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化等の措置を着実に進める必要性及び、厳しい財政事情や環境面への影響にも配慮し、20年度以降10年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。

なお、道路の中期計画の見直しを踏まえ、道路整備の状況等を勘案し、必要に応じ、所要の検討を加えることとする。

また、自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、道路の整備状況、環境に与える影響、厳しい財政状況等も踏まえつつ、暫定税率を含め、そのあり方を総合的に検討する。」

# **2 廃棄物・リサイクル対策の推進**

## **(1) 再商品化設備等に係る特別償却制度**

**[所得税・法人税]**

食品循環資源再生利用設備及び建設混合廃棄物選別設備について、初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年延長。

## **(2) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置**

**[固定資産税]**

廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり特例率等の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長。

	現行特例率	見直し後の特例率
建設廃棄物再生処理装置（※1）	3 / 4	現行どおり
古紙再生処理装置	3 / 4	廃止
空びん洗浄処理装置	3 / 4	現行どおり
自動車部品再利用製品製造装置	3 / 4	現行どおり
食品循環資源再生処理装置（※2）	4 / 5	2 / 3

※1 対象から建設汚泥再生処理装置を除外

※2 対象を、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する再生利用事業計画の認定を受けた事業者が取得したものに限定

### （3）産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却制度 [所得税・法人税]

高温焼却装置、P C B 汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備について、初年度 1 0 0 分の 1 4 の特別償却措置の適用期限を 2 年延長。

### （4）最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置 [所得税・法人税]

廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）制度に基づく積立金を損金算入する措置の適用期限を 2 年延長。

### （5）廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置 [固定資産税]

廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり特例率等の見直しを行ったうえ、その適用期限を 2 年延長。

	現行特例率	見直し後の特例率
ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場	1 / 2	現行どおり
産業廃棄物処理施設	1 / 3	現行どおり
廃 P C B 廃棄物等処理施設	1 / 6	1 / 3
産業廃棄物焼却熔融施設	1 / 6	1 / 3
廃油・廃プラスチック類処理施設	2 / 3	現行どおり
自動車等破砕物処理施設	3 / 4	廃止
産業廃棄物焼却施設	2 / 3	現行どおり
廃石綿・石綿含有産業廃棄物熔融施設	1 / 6	現行どおり

**(6) 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置** **[事業所税]**

廃棄物処理法に規定する広域認定制度により環境大臣の認定を受けた者の専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設等に係る事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する特例措置については、対象から専ら廃棄物の収集又は運搬の事業の用に供する施設を除外したうえ、その適用期限を2年延長。

**3 環境汚染の防止**

**(1) 公害防止用設備に係る税制優遇** **[所得税・法人税]**

ばい煙処理用設備、汚水処理用設備及び窒素酸化物（NOx）抑制設備に係る特別償却措置について、延長が行われないこととなった。

※法定耐用年数の見直しが行われる。

**(2) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置** **[固定資産税]**

公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり特例率の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長。

	現行特例率	見直し後の特例率
汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）	1 / 6	現行どおり
汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）	2 / 3	3 / 4
地下水浄化設備	1 / 2	現行どおり
土壌浄化施設	1 / 3	現行どおり
窒素酸化物燃焼改善設備	2 / 3	3 / 4
ばい煙処理施設	1 / 6	現行どおり
揮発性有機化合物排出抑制設備	1 / 6	現行どおり
指定物質排出抑制施設	1 / 3	現行どおり
ダイオキシン類排出削減施設	1 / 3	1 / 2
優良更新施設（揮発性有機化合物排出抑制設備）	1 / 2	2 / 3

## 4 鳥獣保護管理の推進

### (1) 鳥獣被害防止対策の推進のための狩猟税の優遇措置

[狩猟税]

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（仮称）に規定する対象鳥獣捕獲員（仮称）に係る狩猟税の税率について、5年間に限り、通常の税率の2分の1とする。

## 5 その他

### (1) 試験研究費の総額に対する税額控除（R&D税制）

[所得税・法人税]

試験研究費の増加分に対する追加的税額控除制度について、試験研究費の総額に係る税額控除制度とは別に、当期の法人税額の10%を控除限度とし、売上高の10%を超える場合の試験研究費に係る税額控除を選択適用できるように改組を行い、適用期限を2年延長。

### (2) 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置

[法人税、所得税、相続税、個人住民税、法人住民税、法人事業税]

認定NPO法人に係る税制優遇措置の適用期限を2年延長するほか、標準PST（パブリックサポートテスト）の要件の緩和、申請手続の負担の軽減等を図る。